

議案第42号

令和8年度教育行政方針と主要な施策
について（非公開）

（教育総務課）

報告事項(1)

川越市立名細小学校エレベーター改修
工事請負契約について

(教育財務課)

工事請負契約の内容

- 1 契約の目的 川越市立名細小学校エレベーター改修工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 金48,049,100円
- 4 契約の相手方 川越市大字寺山50番地
株式会社ソウケン
代表取締役 東 基樹
- 5 工期 令和7年12月23日から令和8年9月30日まで
- 6 契約締結年月日 令和7年12月23日
- 7 資料 別紙のとおり

工事概要

1 工事名 川越市立名細小学校エレベーター改修工事

2 工事場所 川越市大字小堤 214番地

3 工事内容 (1) 建築工事 一式
(2) 電気設備工事 一式
(3) 昇降機設備工事 一式

4 工期 令和7年12月23日から令和8年9月30日まで

入札結果表

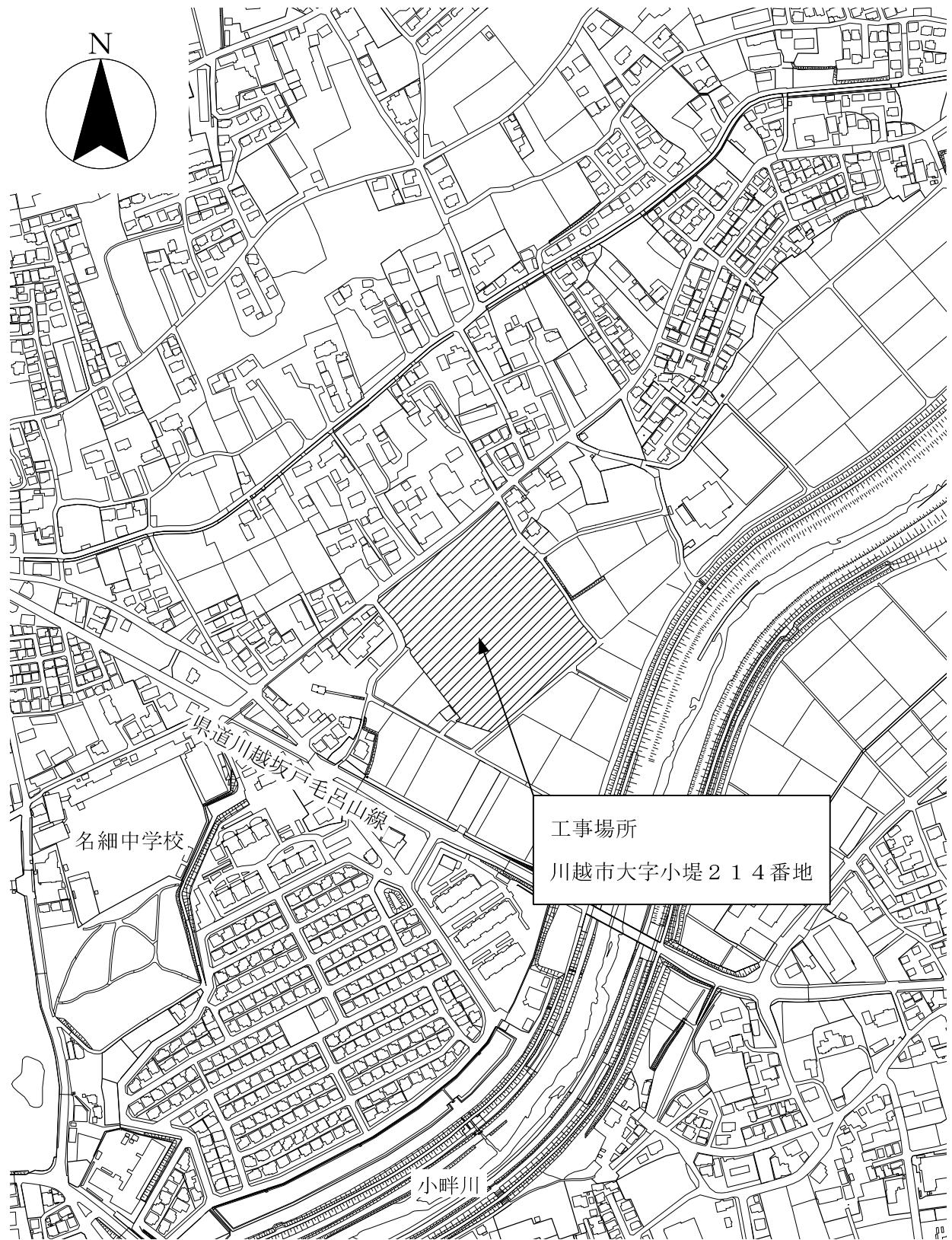
- 1 工事名 川越市立名細小学校エレベーター改修工事
 2 工事場所 川越市大字小堤214番地
 3 落札者決定日 令和7年12月16日
 4 工期 令和7年12月23日から令和8年9月30日まで

No.	業者名	入札額(単位千円)			摘要
		第1回目	第2回目	第3回目	
1	和興建材株式会社	辞退			
2	株式会社ソウケン	43,681			落札
付記	契約の金額 48,049,100円 (消費税及び地方消費税を含む。)				
	1業者による一般競争入札の結果落札				

設計金額 52,228,000円
 予定価格 52,228,000円
 最低制限価格 48,049,100円 } 消費税及び地方消費税を含む。

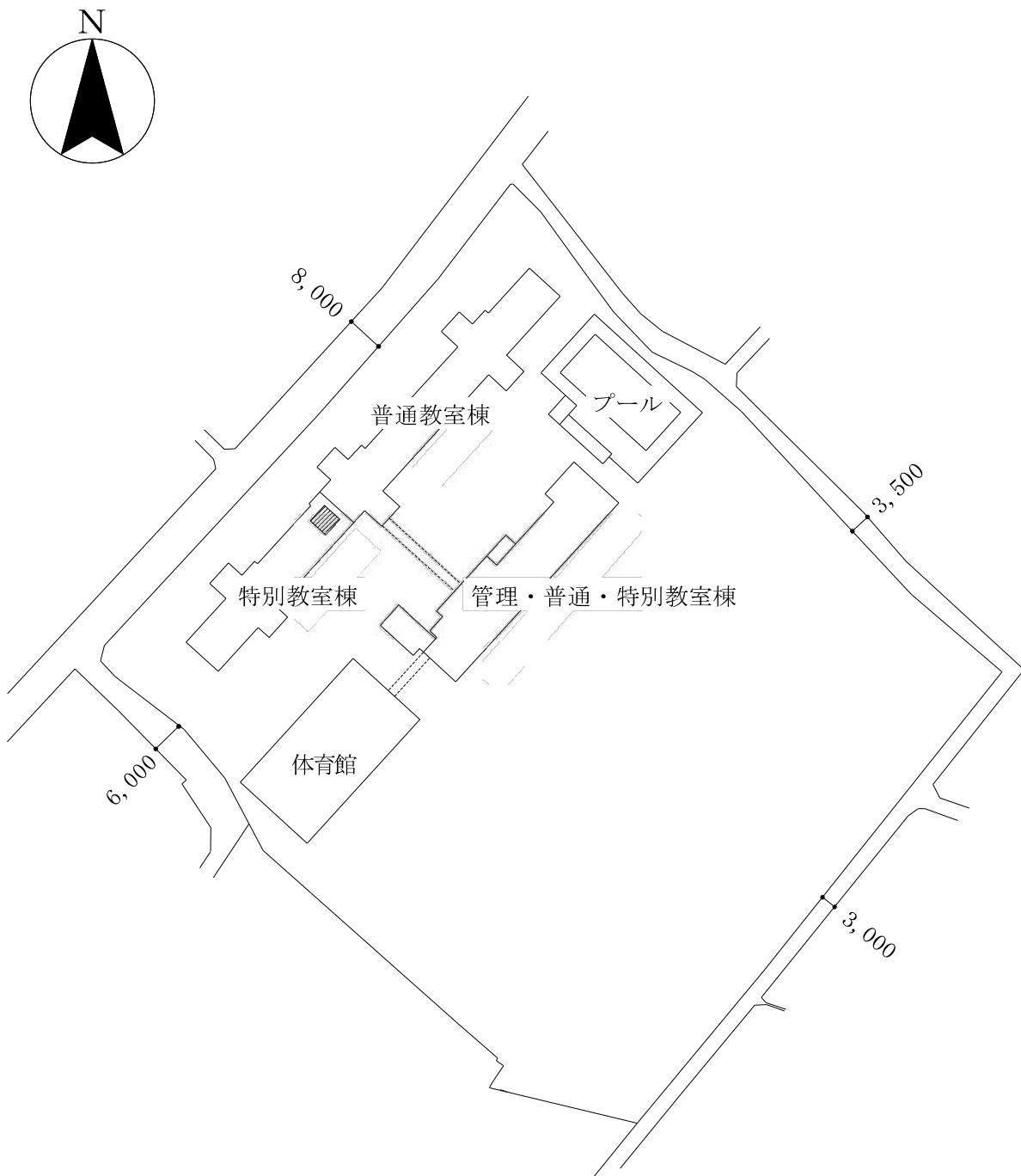
案 内 図

名細小学校



配 置 図

名細小学校
S = 1 : 1, 400



凡 例
■ 本工事範囲

報告事項(2)

学校給食費の改定について

(学校給食課)

学校給食費の改定について

学校給食：賄材料費（食材料費）

1 主食・牛乳・副食の単価の推移

- 主食の割合は、1週間当たり、ごはんが3.5回、パンが1回、麺が0.5回程度としています。
- 平成27年度当時の割合は、主食、牛乳、副食の割合が2:2:6でしたが、近年では、同様の提供が難しい状況です。

小学校(中学年)	平成27年度 現行単価	令和7年度 平均単価	中学校	平成27年度 現行単価	令和7年度 平均単価
主食(ごはん・パン・麺)	47.43円	83.28円	主食(ごはん・パン・麺)	59.23円	106.87円
牛乳(200ml)	51.71円	64.87円	牛乳(200ml)	51.71円	64.87円
副食	156.74円	153.7円	副食	197.88円	188.31円
	255.88円	301.85円		308.82円	360.05円

2 賄材料費の推移について



報告事項(3)

川越市立小中学校適正規模・適正配置審
議会答申等について

(学校管理課)

令和 8 年 1 月
定例教育委員会
学校管理課

川越市立小中学校適正規模・適正配置審議会答申等について（報告）

標記の審議会を開催しました。また、第3回の審議会において審議が終了し、審議会から答申書が提出されましたので、併せて以下のとおり報告いたします。

記

1 第3回会議

(1) 開催日

令和 7 年 11 月 26 日（水）

(2) 概要

① 報告

第2回の会議録について、会議録を事務局から説明しました。

② 協議

答申（案）について、検討していただきました。

2 答申

(1) 答申日

令和 7 年 12 月 22 日（月）

(2) 概要

別紙：「川越市立小中学校の適正規模及び適正配置について（答申）」

別冊：「川越市立小中学校の適正規模及び適正配置について」

3 今後の予定

(1) 川越市立小中学校適正規模・適正配置基本方針策定について（予定）

- ・令和 8 年 1 月～4 月 基本方針（案）の策定
- ・令和 8 年 6 月 意見公募
- ・令和 8 年 7 月 基本方針の策定

4 その他

審議会の配布資料は、市ホームページに公開しております。





令和 7 年 12 月 22 日

川越市教育委員会
教育長 新保 正俊 様

川越市立小中学校適正規模・適正配置審議会
会長 喜下 英二

川越市立小中学校の適正規模及び適正配置について（答申）

令和 6 年 7 月 19 日付け川教管第 384 号をもって、諮問のあった標記について別添のとおり答申します。なお、川越市立小中学校の適正規模及び適正配置については、下記の意見を考慮し、取り組みを進めさせていただくよう要望します。

記

- 1 小中学校の適正規模及び適正配置の目的は、子どもたちが安全で安心して学べる環境を保障し、学校教育の質の向上を図ることにあります。そのため、在校生やその保護者はもとより、就学前の子どもの保護者など、広く意見を聴取しながら進めていただきたい。
- 2 小中学校の統合等を検討する際には、通学距離や交通環境などの地理的条件に加え、文化的背景などの地域事情を考慮し、対象校の地域コミュニティなど、関係者への丁寧な説明を行いながら進めていただきたい。

川越市立小中学校の適正規模及び適正配置について

答 申

令和7年12月

川越市立小中学校適正規模・適正配置審議会

目次

はじめに	1
第1章 川越市立小中学校の現状	2
1. 小中学校をとりまく状況	2
(1) 児童生徒数の推移	2
(2) 学齢者数等の推計	3
(3) 小中学校の沿革	5
(4) 小中学校の配置	7
(5) 校舎等の更新時期等	9
2. 児童生徒数の状況	11
(1) 小中学校の現況(令和7年度)	11
(2) 今後の見込み(令和13年度・19年度)	13
□本審議会における主な意見	15
第2章 川越市立小中学校の適正規模・適正配置の考え方	16
1. 適正規模の考え方	16
(1) 川越市のこれまでの学校規模の標準	16
(2) 川越市でのこれまでの検討の経緯	17
(3) 文部科学省が示す望ましい学級数の考え方	17
(4) 適正規模の検討	18
□本審議会における主な意見	20
2. 適正配置の考え方	21
(1) 対象範囲の捉え方	21
(2) 通学区域	22
□本審議会における主な意見	23
第3章 統合等に関する方向性	24
1. 市民センター管内(芳野、古谷、福原、川鶴、山田)	24
□本審議会における主な意見	25
2. 本庁地区及び市民センター管内(南古谷、高階、大東、霞ヶ関、霞ヶ関北、名細)	26
□本審議会における主な意見	27
資料編	28

はじめに

令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までを計画期間とする「第三次川越市教育振興基本計画」では、目標の一つに「安全・安心で学びを保障する教育環境の整備」を掲げ、「学びを支える教育環境の整備・充実」を重点施策として選定し、「小中学校の適正規模・適正配置の検討」が施策の柱の一つとして位置付けられております。

計画では、教育を取り巻く社会状況の変化として「人口減少と少子高齢化の進行」が挙げられています。もしこのまま人口減少が進行すると、教育環境としての学校規模を維持することが難しくなり、小・中学校の一部ではこれまでに見られなかった教育上あるいは学校運営上の問題が生じる恐れがあります。

このような状況を踏まえ、川越市の将来的な市立小中学校の適正規模及び適正配置を進めていくための方向性となる基本的な考え方について調査審議するため、令和6(2024)年7月19日に川越市立小中学校適正規模・適正配置審議会(以下「本審議会」という。)に対して、諮問がなされました。

本審議会は、令和6(2024)年度から令和7(2025)年度の2箇年の間に計7回開催し、「適正規模、適正配置の考え方」、「小規模化への対応」、「統合等の方向性」などを議題として慎重に調査審議を重ねてきました。

川越市の現状や課題等を踏まえ、今後の学校づくりのために、地理的な条件や文化的背景など具体的な事例を題材にしながら、望ましい学校の規模や配置のあり方について、地区ごとに一つ一つ丁寧に議論を進めてきました。この度、審議会としての一定の意見が取りまとめられましたので、ここに答申いたします。

令和7年(2025)12月22日

川越市立小中学校適正規模・適正配置審議会

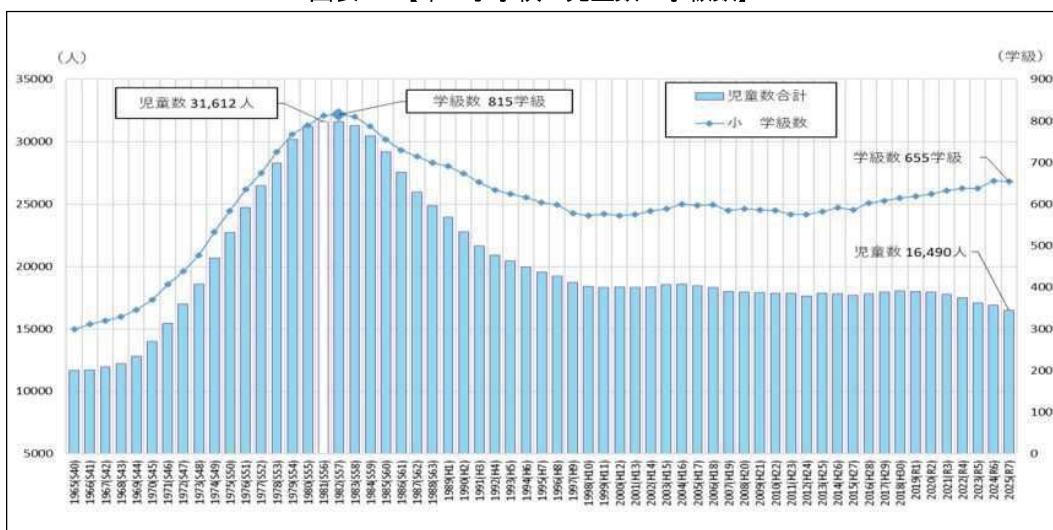
第1章 川越市立小中学校の現状

1. 小中学校をとりまく状況

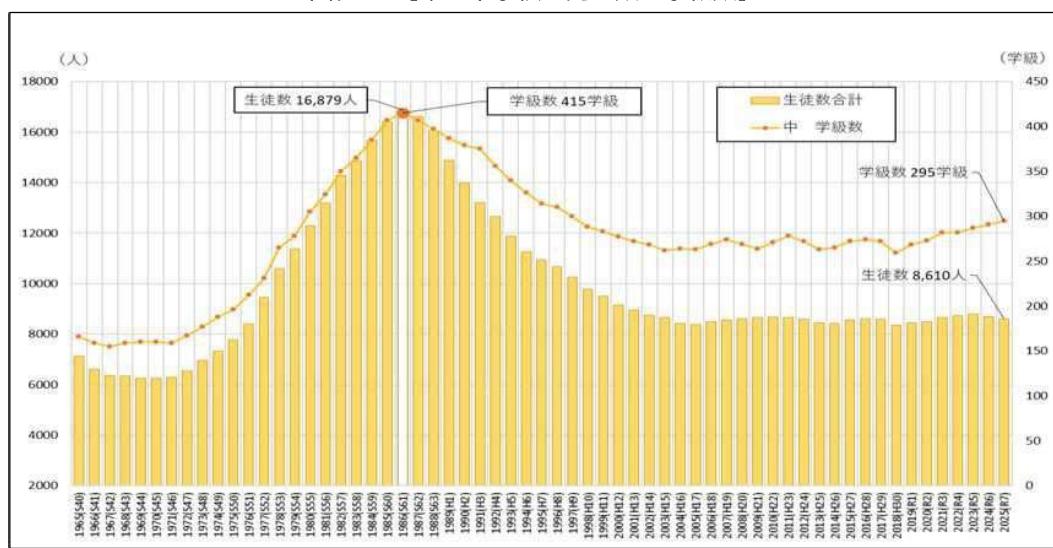
(1) 児童生徒数の推移

川越市の市立小中学校の児童生徒数は、小学校では昭和56(1981)年の31,612人、中学校では昭和61(1986)年の16,879人をピークに、その後減少傾向が続いている。令和7(2025)年5月1日現在、小学校児童数は16,490人で、ピーク時の52.2%、中学校生徒数は8,610人でピーク時の51.0%となっています。

図表1 【市立小学校の児童数・学級数】



図表2 【市立中学校の児童数・学級数】



出典:図表1及び図表2とも、児童数、生徒数及び学級数は、各年度5月1日時点の「学校基本調査」に基づく数値(特別支援学級を含む)。

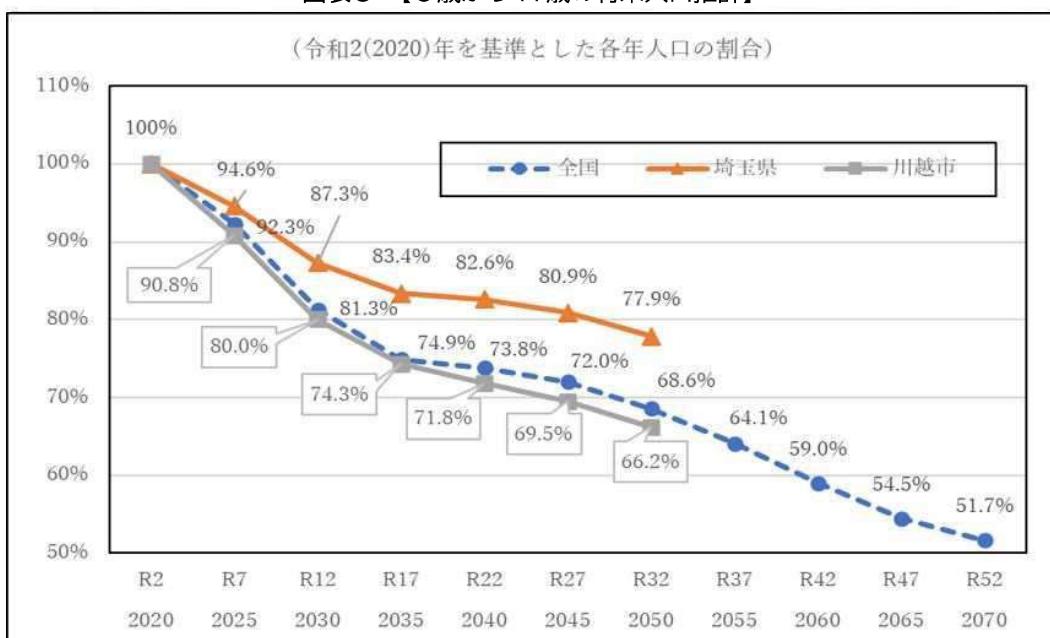
(2) 学齢者数等の推計

① 国・県・市の将来人口推計

令和2(2020)年国勢調査の確定数を出発点とする全国将来人口推計によると、全国の5歳から14歳の人口は今後50年間で、51.7%に減少する予測です。埼玉県は、全国よりも緩やかな減少が見込まれており、今後30年間で、77.9%に減少すると予測されています。

本市は、国や県に比べて減少の度合いが大きく、今後30年間で、66.2%の減少が予測されており、小中学校の教育環境を考える上で大きな影響が生じることが懸念されます。

図表3 【5歳から14歳の将来人口推計】

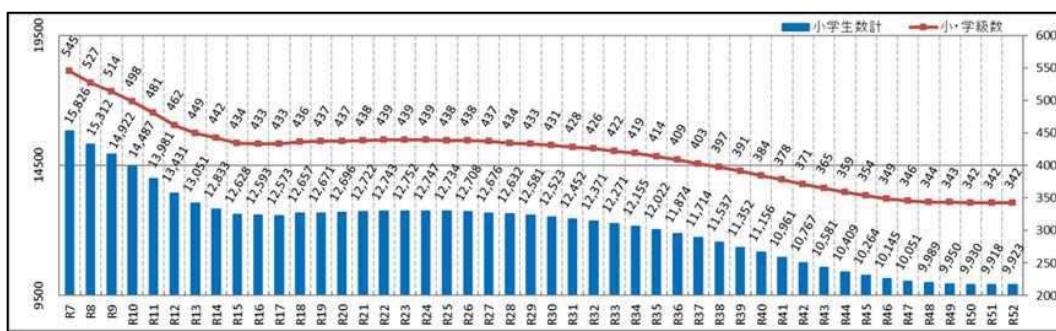


出典:全国は、「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」国立社会保障・人口問題研究所における「I-9A男女年齢5歳階級別人口から算出。埼玉県及び川越市は、「埼玉県の市町村別将来人口推計ツール(令和5(2023)年8月統計課)」における「分析1」シートにより算出。

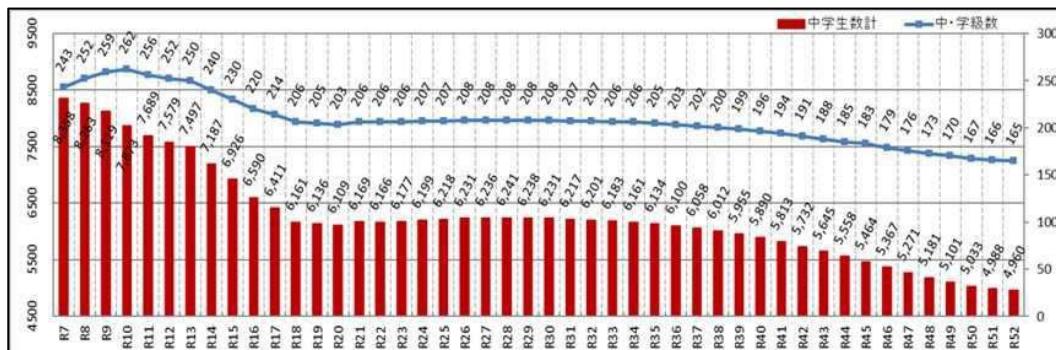
② 児童生徒数の推計

今後の見通しとしては、「川越市将来人口推計(令和6年度推計)」による令和7年(2025)の推計人口と、同年度の「学校基本調査」による市立小中学校の就学者数との比率に基づいて、将来の就学者数を推定しました。その結果、令和52(2070)年の就学者数は、小学校では9,923人(令和7(2025)年より、5,903人、37.3%の減)、中学校では4,960人(令和7(2025)年より、3,397人、40.6%の減)となっています。

図表4 【小学校 就学者(児童) 数・学級数の推計】



図表5 【中学校 就学者(生徒) 数・学級数の推計】



出典:令和7(2025)年は同年5月1日時点の実績値(特別支援学級を含まない)。

令和8(2026)年以降の就学者数の推計は、「川越市将来人口推計(令和6年度推計)」の令和7(2025)年の推計人口の学齢者数と、令和7(2025)年度の「学校基本調査」による通常の学級に在籍する児童又は生徒数との比率を算出し、令和8年以降の推計人口の学齢者数に当該比率を乗じて算出した数値。

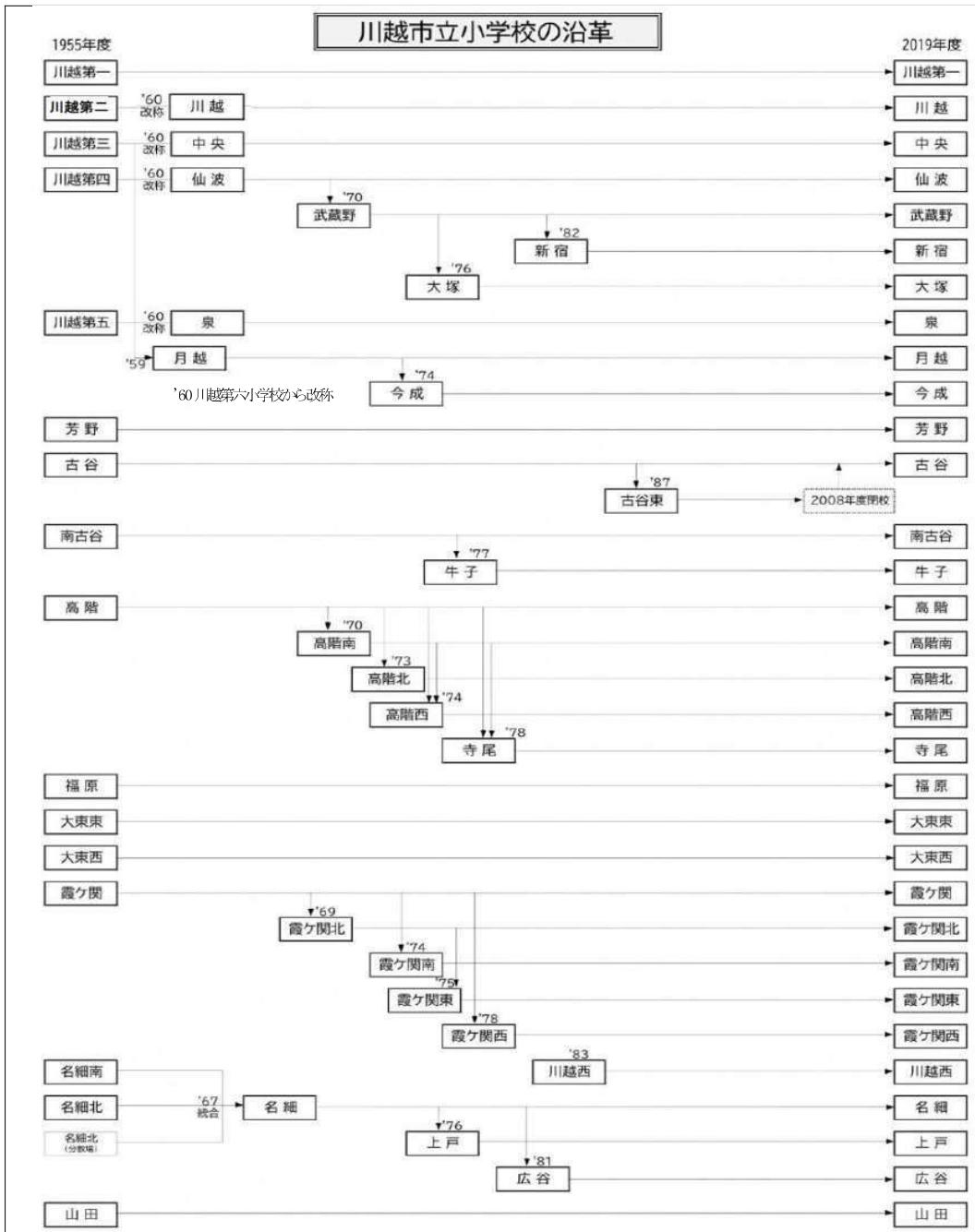
学級数の推計は、令和7(2025)年度の「学校基本調査」による児童数又は生徒数を学級編制の標準で除して得た学級数(小数点以下繰上げ)と実際に「学校基本調査」による通常の学級の学級数との比率を算出し、令和8(2026)年以降の「川越市将来人口推計(令和6年度推計)」から前段により推計した学齢者数を学級編制の標準で除して得た数値に、当該比率を乗じて算出した数値。

(3) 小中学校の沿革

① 小学校

昭和30(1955)年度には16校でしたが、昭和62(1987)年度には33校となりました。平成20(2008)年度に1校が閉校し、現在32校となっています。

図表6 【市立小学校の沿革】



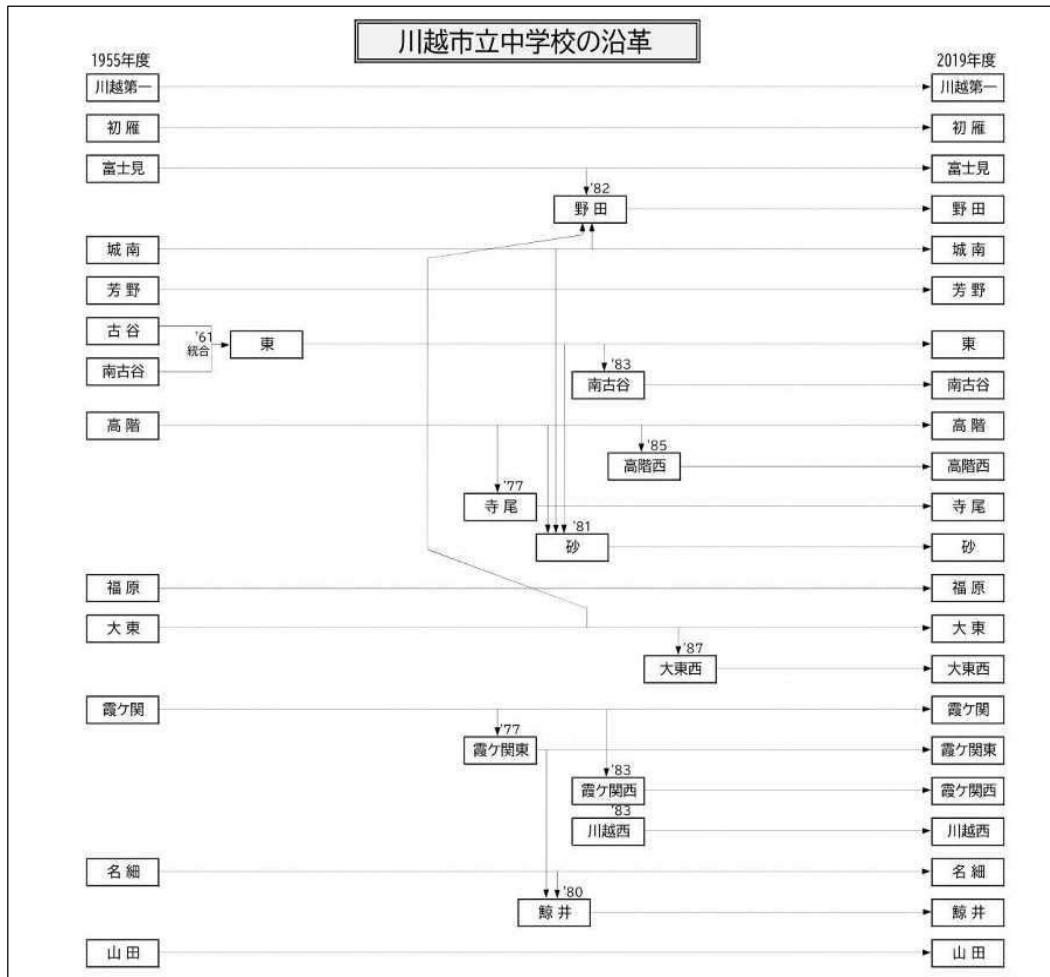
出典:「川越市教育委員会50年のあゆみ」並びに川越小及び月越小の「学校沿革誌」を基に学校管理課で作成。

② 中学校

昭和30(1955)年度には13校でしたが、昭和62(1987)年度には22校となり、現在に至ります。

また、現在の市域となった昭和30(1955)年当時は、合併前の9村の村ごとに1校の中学校が置かれていました。

図表7 【市立中学校の沿革】

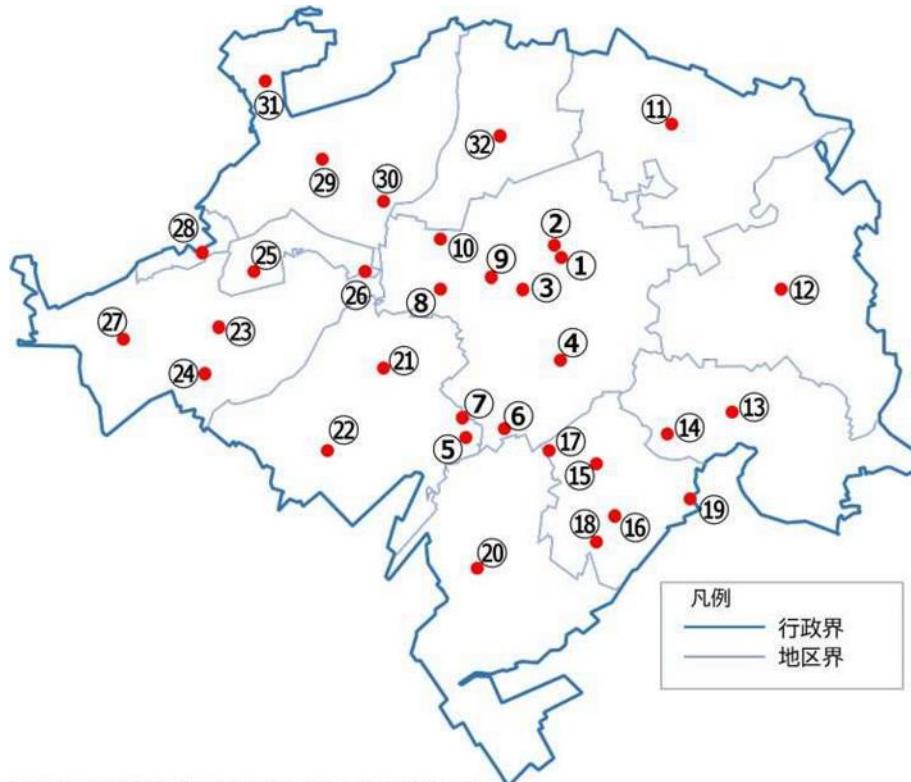


出典:川越市個別施設計画(公共施設編)令和2(2020)年10月

参考:第2次ベビーブーム(昭和46~49年。1971~1974年)に生まれた子供は、小学校に昭和53~61(1978~1986)年、中学校に昭和59~平成1(1984~1989)年に在籍。

(4) 小中学校の配置

図表8 【市立小学校配置図】



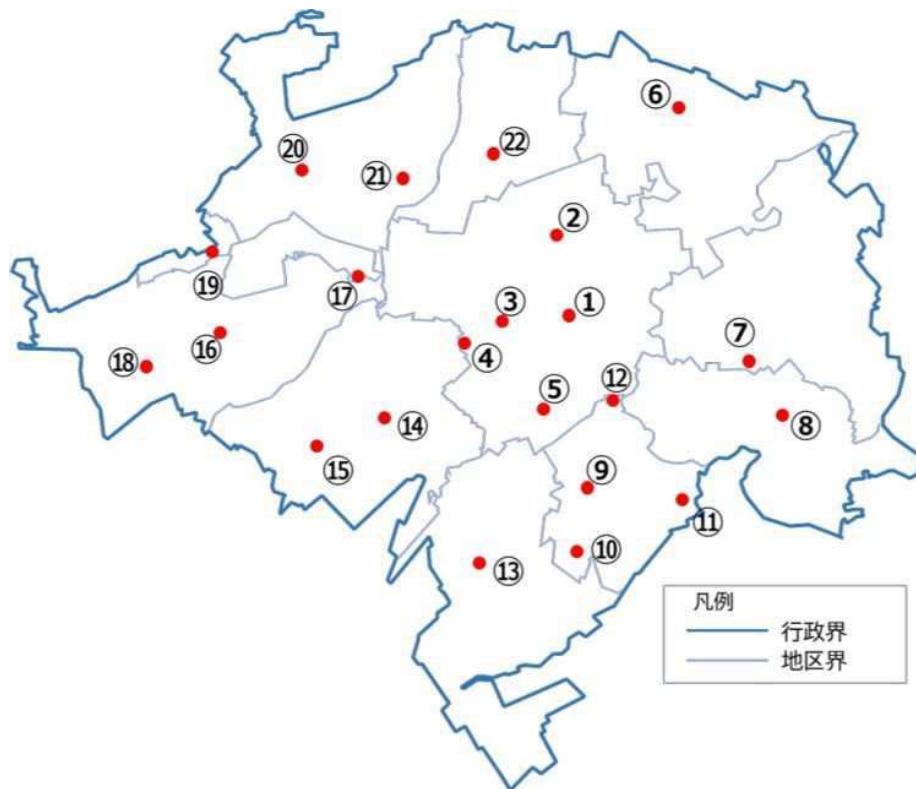
出典:川越市個別施設計画(公共施設編)令和2(2020)年10月

図表9 【市立小学校一覧】

No.	校名	地区	No.	校名	地区	No.	校名	地区
1	川越第一小	本庁	12	古谷小	古谷	23	霞ヶ関小	霞ヶ関
2	川越小		13	南古谷小	南古谷	24	霞ヶ関南小	
3	中央小		14	牛子小		25	霞ヶ関北小	霞ヶ関北
4	仙波小		15	高階小		26	霞ヶ関東小	
5	武藏野小	大東	16	高階南小	高階	27	霞ヶ関西小	霞ヶ関
6	新宿小	本庁	17	高階北小		28	川越西小	川鶴
7	大塚小*		18	高階西小		29	名細小	名細
8	泉小		19	寺尾小		30	上戸小	
9	月越小		20	福原小	福原	31	広谷小	山田
10	今成小		21	大東東小		32	山田小	
11	芳野小	芳野	22	大東西小	大東			

*「大塚小」は、所在は大東地区ですが、通学区域の面積と児童数からみると、本庁地区の割合が高いことから、本庁地区に属する学校として整理しています。

図表 10 【市立中学校配置図】



出典:川越市個別施設計画(公共施設編)令和2(2020)年10月

図表 11 【市立中学校一覧】

No.	校名	地区	No.	校名	地区	No.	校名	地区
1	川越第一中	本庁	9	高階中	高階	16	霞ヶ関中	霞ヶ関
2	初雁中		10	高階西中		17	霞ヶ関東中	霞ヶ関北
3	富士見中		11	寺尾中		18	霞ヶ関西中	霞ヶ関
4	野田中		12	砂中		19	川越西中	川鶴
5	城南中		13	福原中	福原	20	名細中	名細
6	芳野中	芳野	14	大東中	大東	21	鯨井中	
7	東中	古谷	15	大東西中		22	山田中	山田
8	南古谷中	南古谷						

(5) 校舎等の更新時期等

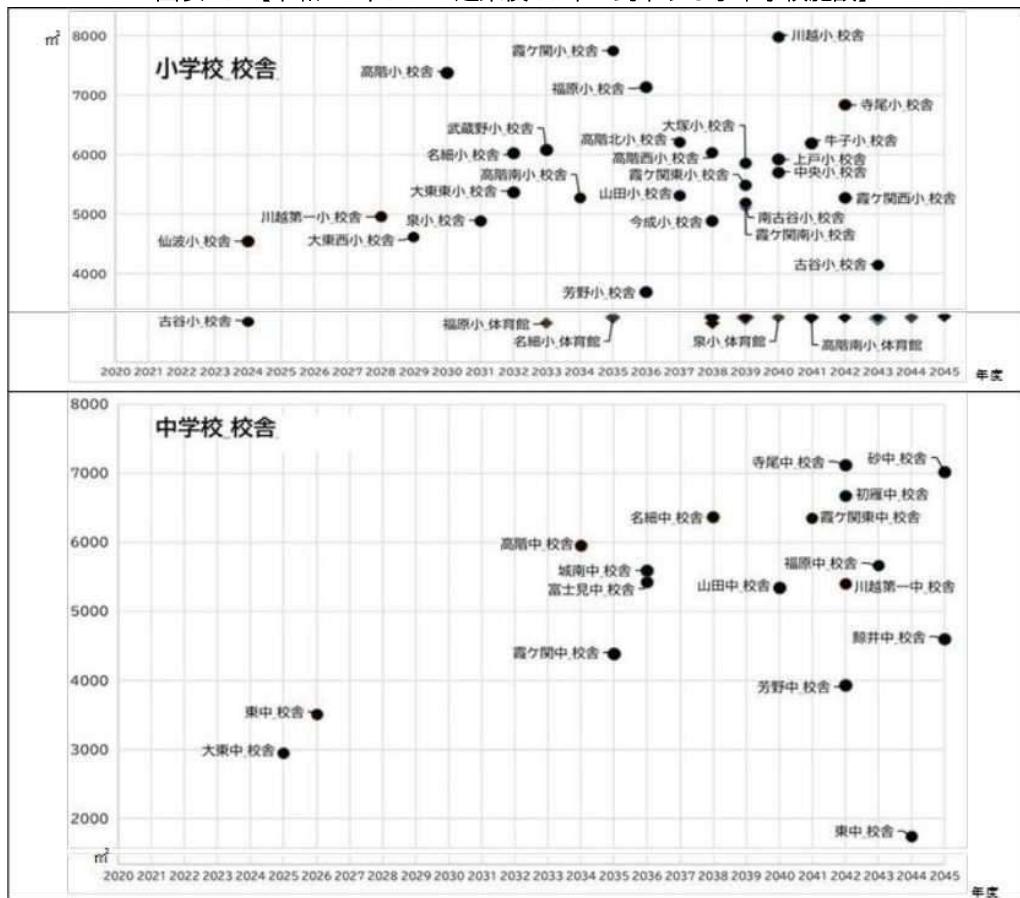
① 目標使用年数

川越市が令和2(2020)年10月に策定した「川越市個別施設計画(公共施設編)」(以下「個別施設計画」という。)では、建築物の更新時期に目安を付け、使用期間の終わりを見据えた改修の実施や、適切に更新需要に対応するために、施設の「目標使用年数」が定められています。また、今後、この目標使用年数に達する小中学校は、下表のとおりとなっています。

図表12 【施設の目標使用年数】

建築年度	目標使用年数	耐震基準
昭和 56 年度まで	65 年	旧耐震基準
昭和 57 年度から	65 年超	新耐震基準

図表13 【令和 27 年までに建築後 65 年が到来する小中学校施設】



出典:川越市個別施設計画(公共施設編)令和2(2020)年10月を基に学校管理課で作成。

② 運営コストと更新費用

学校運営に係る費用については、「川越市公共施設マネジメント白書」によると、平成23(2011)年度のコストは、小学校は合計で約23億2,000万円、1校当たり約7,250万円、中学校が合計で約12億7,000万円、1校当たり約5,790万円となっています。また、学校施設の更新に要する費用については、「個別施設計画」による校舎の更新単価は311,400円/m²であり、今後、令和17年度までに更新時期が到来する小学校11校及び中学校4校の延床面積を乗じると、約350億円(1校当たり、平均約23億円)の支出が必要になると見込まれています。

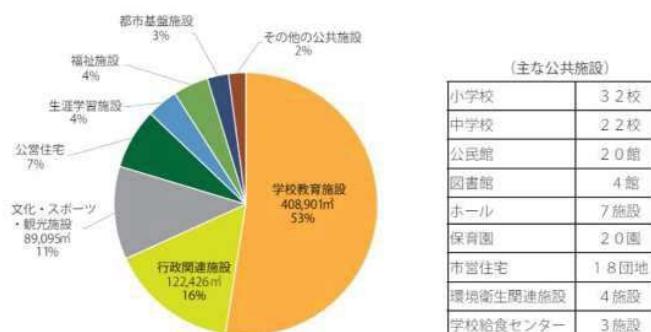
③ 公共施設等総合管理計画との連携

川越市では、老朽化が進行する公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などに計画的に対応するための方針として、平成28(2016)年6月に「川越市公共施設等総合管理計画」が策定されており、その中で、小学校・中学校の「マネジメント方針」として以下のとおり示されています。

- 活力ある学校づくりを進めるため、義務教育学校に係る国の施策や地域への影響などにも留意しながら、地域ごとの児童生徒数の推移に応じた学校の配置や学校規模の見直しなどについて検討します。
- 本市における公共施設の最適配置に向け、学校施設と他の公共施設との複合化について、今後の在り方を検討します。
- 全ての学校で耐震化は完了しているため、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。
- 学校施設を有効に活用するため、児童生徒の安全性や利便性を十分に確保したうえで、学校図書館、体育施設の共用化を検討します。
- プールについては、近隣の民間施設の活用を検討します。

今後、施設の更新時期を捉え、適正規模や適正配置を検討する際には、学校施設等の立地する地域の実情に応じて、統合や異校種間での複合化(小中の一体化)、施設の共用化など、学校施設の適正化を検討していく必要があります。

図表14 【公共施設(施設類型別)保有面積内訳】



出典:第四次川越市総合計画(後期基本計画)R3(2021)~R7(2025)年度
参考:学校教育施設は、小学校 32 校、中学校 22 校、市立高等学校及び市立特別支援学校。

2. 児童生徒数の状況

(1) 小中学校の現況（令和7年度）

令和7(2025)年5月1日時点で、各小学校の通常学級に通う児童数の最大は南古谷小学校の891人で、学級数は29学級です。最小は霞ヶ関南小学校の192人で、学級数は7学級となっています。

図表15 【令和7(2025)年5月1日時点の児童数・学級数の現況】

学校名	1年生 (人)	2年生 (人)	3年生 (人)	4年生 (人)	5年生 (人)	6年生 (人)	児童数 (人)	学級数 (学級)
川越第一小学校	77	101	110	105	109	108	610	21
川越小学校	77	83	101	77	101	91	530	18
中央小学校	83	72	80	81	73	83	472	18
仙波小学校	101	114	118	131	128	121	713	23
新宿小学校	100	79	96	97	96	120	588	19
大塚小学校	77	79	68	76	66	77	443	16
泉小学校	95	73	75	94	90	82	509	18
月越小学校	58	44	58	54	39	60	313	12
今成小学校	60	52	72	57	62	54	357	13
芳野小学校	32	35	40	45	52	58	262	10
古谷小学校	50	67	69	70	68	62	386	13
南古谷小学校	119	134	160	151	151	176	891	29
牛子小学校	58	68	55	64	69	72	386	13
高階小学校	106	139	116	108	131	110	710	24
高階南小学校	64	60	75	78	58	74	409	15
高階北小学校	120	96	106	87	103	87	599	20
高階西小学校	97	84	77	67	91	83	499	17
寺尾小学校	66	61	62	66	73	67	395	13
福原小学校	84	115	87	107	98	120	611	21
武蔵野小学校	103	114	119	113	96	111	656	22
大東東小学校	80	83	77	89	88	87	504	18
大東西小学校	70	96	75	85	92	88	506	17
霞ヶ関小学校	102	99	87	95	104	102	589	18
霞ヶ関南小学校	31	29	30	38	32	32	192	7
霞ヶ関西小学校	70	69	64	102	86	128	519	16
霞ヶ関北小学校	64	82	51	70	82	72	421	15
霞ヶ関東小学校	43	52	38	47	49	59	288	12
川越西小学校	51	77	70	82	84	79	443	16
名細小学校	75	80	95	107	101	87	545	19
上戸小学校	85	90	77	77	81	97	507	18
広谷小学校	48	45	59	57	60	74	343	13
山田小学校	95	107	95	113	101	119	630	21
合計	2,441	2,579	2,562	2,690	2,714	2,840	15,826	545

令和7(2025)年5月1日時点で、各中学校の通常学級に通う生徒数の最大は城南中学校の541人で、学級数は15学級です。最小は芳野中学校の136人で、学級数は6学級となっています。

図表16 【令和7(2025)年5月1日時点の生徒数・学級数の現況】

学校名	1年生 (人)	2年生 (人)	3年生 (人)	生徒数 (人)	学級数 (学級)
川越第一中学校	175	156	177	508	14
初雁中学校	151	153	173	477	13
富士見中学校	121	114	124	359	11
野田中学校	92	96	83	271	9
城南中学校	160	184	197	541	15
芳野中学校	47	49	40	136	6
東中学校	104	112	114	330	9
南古谷中学校	179	170	152	501	14
高階中学校	131	155	147	433	12
高階西中学校	78	96	82	256	8
寺尾中学校	138	111	128	377	11
砂中学校	124	110	138	372	11
福原中学校	136	133	121	390	12
大東中学校	144	166	200	510	14
大東西中学校	108	83	126	317	10
霞ヶ関中学校	146	134	134	414	12
霞ヶ関西中学校	121	131	129	381	12
霞ヶ関東中学校	106	107	118	331	9
川越西中学校	131	101	104	336	10
名細中学校	163	161	160	484	14
鯨井中学校	77	79	117	273	7
山田中学校	129	118	114	361	10
合計	2,761	2,719	2,878	8,358	243

出典：図表15及び図表16とも、令和7(2025)年5月1日現在の「学校基本調査」の「児童数」及び「生徒数」並びに「学級数」における「通常の学級」の計の数値(特別支援学級を含まない)。

(2) 今後の見込み（令和13年度・19年度）

令和7(2025)年度時点で小学校入学前の川越市に住民登録されている子どもの数を基に、住民登録上で推計可能な6年後の令和13(2031)年度における各小学校の児童数を算出しました。その結果、児童数が多い順に並べると以下のようになります。

なお、最小規模の学校である霞ヶ関南小学校と芳野小学校では、6学年のうち5学年で単学級化が予測されます。

図表17 【児童数・学級数の見込み】

学校名	令和7年度		令和13年度		増減	
	児童数 (人)	学級数 (学級)	児童数 (人)	学級数 (学級)	児童数 (人)	学級数 (学級)
南古谷小学校	891	29	773	26	-118	-3
仙波小学校	713	23	719	23	6	0
高階小学校	710	24	668	23	-42	-1
川越第一小学校	610	21	562	18	-48	-3
高階北小学校	599	20	557	18	-42	-2
泉小学校	509	18	549	18	40	0
霞ヶ関小学校	589	18	527	19	-62	1
福原小学校	611	21	523	17	-88	-4
大東東小学校	504	18	518	19	14	1
上戸小学校	507	18	473	18	-34	0
武蔵野小学校	656	22	469	17	-187	-5
新宿小学校	588	19	454	17	-134	-2
山田小学校	630	21	443	15	-187	-6
川越小学校	530	18	428	15	-102	-3
高階西小学校	499	17	417	15	-82	-2
大東西小学校	506	17	400	14	-106	-3
名細小学校	545	19	392	14	-153	-5
高階南小学校	409	15	378	13	-31	-2
大塚小学校	443	16	367	12	-76	-4
中央小学校	472	18	357	12	-115	-6
寺尾小学校	395	13	344	12	-51	-1
月越小学校	313	12	341	12	28	0
霞ヶ関西小学校	519	16	330	13	-189	-3
牛子小学校	386	13	320	12	-66	-1
川越西小学校	443	16	318	11	-125	-5
今成小学校	357	13	315	12	-42	-1
霞ヶ関北小学校	421	15	315	13	-106	-2
霞ヶ関東小学校	288	12	303	12	15	0
古谷小学校	386	13	269	11	-117	-2
広谷小学校	343	13	253	12	-90	-1
芳野小学校	262	10	170	7	-92	-3
霞ヶ関南小学校	192	7	153	7	-39	0
市立小学校全体	15,826	545	13,405	386	-2,421	-159

令和7(2025)年度時点で中学校入学前の川越市に住民登録されている子どもの数を基に、住民登録上で推計可能な6年後の令和13(2031)年度及び令和19(2037)年度における各中学校の生徒数を算出しました。その結果、生徒数が多い順に並べると以下のようになります。

なお、最小規模の学校である芳野中学校では、令和19(2037)年度には全学年の単学級化が予測されます。

図表18【生徒数・学級数の見込み】

学校名	令和7年度		令和13年度		令和19年度		令和7年度から 令和19年度の増減	
	生徒数 (人)	学級数 (学級)	生徒数 (人)	学級数 (学級)	生徒数 (人)	学級数 (学級)	生徒数 (人)	学級数 (学級)
川越第一中学校	508	14	583	18	524	16	16	2
城南中学校	541	15	556	18	458	15	-83	0
大東中学校	510	14	582	18	406	13	-104	-1
寺尾中学校	377	11	482	15	382	12	5	1
高階中学校	433	12	466	15	378	12	-55	0
初雁中学校	477	13	498	16	362	11	-115	-2
富士見中学校	359	11	353	11	326	10	-33	-1
南古谷中学校	501	14	414	14	312	10	-189	-4
霞ヶ関中学校	414	12	360	12	309	10	-105	-2
野田中学校	271	9	328	10	297	9	26	0
砂中学校	372	11	372	12	291	9	-81	-2
名細中学校	484	14	441	13	285	9	-199	-5
霞ヶ関東中学校	331	9	298	10	253	9	-78	0
東中学校	330	9	298	10	236	8	-94	-1
鯨井中学校	273	7	270	9	225	9	-48	2
福原中学校	390	12	336	11	210	7	-180	-5
高階西中学校	256	8	283	10	201	8	-55	0
山田中学校	361	10	325	12	192	6	-169	-4
大東西中学校	317	10	234	8	184	7	-133	-3
川越西中学校	336	10	254	9	167	6	-169	-4
霞ヶ関西中学校	381	12	281	9	160	6	-221	-6
芳野中学校	136	6	116	5	78	3	-58	-3
市立中学校全体	8,358	243	8,130	234	6,236	180	-2,122	-63

出典:図表17及び図表18とも、令和13(2031)年度及び令和19(2037)年度の児童生徒数は、令和7(2025)年5月1日時点で、川越市に住民登録されている者から、平成22(2010)年4月2日から令和7(2025)年4月1日までの生年月日の者を抽出し、以後も異動することなしに学齢に達したと仮定して算出した数値(自然増減及び社会増減は考慮していない。)

□本審議会における主な意見

- 市立小中学校の適正規模について過小規模に該当する学校は、検討すべきだと思う。しかし、単に数値だけで判断するのではなく、長期的な展望も考慮に入れ、慎重に考えていくことも必要ではないか。
- 数字の面で見ていくことも必要かと思うが、もう少し子どもの視点で考えるいうことも非常に重要だと思う。

第2章 川越市立小中学校の適正規模・適正配置の考え方

1. 適正規模の考え方

(1) 川越市のこれまでの学校規模の標準

学校の規模については、「学校教育法施行規則（昭和22年文部科学省令第11号）」（以下「施行規則」という。）第41条において、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」（同省令第79条によって中学校に準用）と規定されています。

川越市では、平成30（2018）年3月に「今後の川越市立小中学校の在り方に関する検討委員会」での検討を踏まえ、「川越市立小中学校における適正規模・適正配置及び検討の方針」（以下「検討の方針」という。）において、下表のとおり適正規模の範囲を整理しています。

図表19 【平成30年3月 市立小中学校の適正規模】 （単位：学級）

分類 学校種	過小 規模	小規模			適正 規模	大規模	過大 規模
		①	②	③			
小学校	1～5	6	7～8	9～11	12～24		
中学校	1～2	3	4～5	6～8	9～24	25～30	31以上

※学級数に特別支援学級は含まない。

また、学校規模に応じた検討の方針においては、全学年が单学級となる規模（小規模①）については、「統廃合等により、適正規模に近づけることを速やかに検討する」とされており、「地域の実情に応じた最適な学校規模を検討することが必要になります。

図表20 【平成30年3月 市立小中学校の適正規模の分類】

分類	学級数	検討の方針
過小規模	小学校：1～5学級 中学校：1～2学級	学級数及び児童生徒数の推移や傾向等を注視し、学校統廃合等により、適正規模に近付けることを速やかに検討する。
小規模①	小学校：6学級 中学校：3学級	学級数及び児童生徒数の推移や傾向等を注視し、今後の当該校の在り方を検討する。将来的に更なる小規模化、大規模化が見込まれる場合、学校統廃合等により、適正規模に近付けることの適否を検討する。
小規模②	小学校：7～8学級 中学校：4～5学級	学級数及び児童生徒数の推移や傾向等を注視し、今後の当該校の在り方を検討する。将来的に更なる小規模化、大規模化が見込まれる場合、学校統廃合等により、適正規模に近付けることの適否を検討する。
過大規模	31学級以上	学級数及び児童生徒数の推移や傾向等を注視し、今後の当該校の在り方を検討する。将来的に更なる小規模化、大規模化が見込まれる場合、学校統廃合等により、適正規模に近付けることの適否を検討する。
小規模③	小学校：9～11学級 中学校：6～8学級	学級数及び児童生徒数の推移や傾向等を確認するとともに、今後の教育環境の在り方を検討する。
大規模	25学級～30学級	

(2) 川越市でのこれまでの検討の経緯

昭和59(1984)年の文部省助成課資料「これからの学校施設づくり」では、以下のように示されており、川越市では、平成27(2015)年3月に市立小中学校の適正規模の基準を定め、平成30(2018)年3月に適正規模の基準を変更しています。

図表21 【昭和59年文部省「これからの学校施設づくり」適正規模】 (単位:学級)

学校規模	過小規模	小規模	統合後の適正規模		大規模	過大規模
			適正規模	統合後		
学級数	1~5	6~11	12~18	19~24	25~30	31以上

図表22 【平成27年3月 市立小中学校の適正規模】 (単位:学級)

分類 学校種	過小規模	小規模	適正規模	大規模		過大規模
				大規模	過大規模	
小学校	1~5	6~11	12~24	25~30	31以上	31以上
			12~18	19~24	25以上	

図表23 【平成30年3月 市立小中学校の適正規模】(再掲) (単位:学級)

分類 学校種	過小 規模	小規模			適正 規模	大規模	過大 規模
		①	②	③			
小学校	1~5	6	7~8	9~11	12~24		
中学校	1~2	3	4~5	6~8	9~24	25~30	31以上

(3) 文部科学省が示す望ましい学級数の考え方

平成27(2015)年1月に文部科学省が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(以下「適正規模・適正配置等に関する手引」という。)では、望ましい学級数について、次のように示されています。

- ① 小学校:全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上。
- ② 中学校:小学校の望ましい学級数の考え方方に加え、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上。
- ③ 大規模:文部科学省では、従来から25学級以上の学校を大規模校、31学級以上の学校を過大規模校と分類。

(4) 適正規模の検討

川越市の現状及び将来の人口推計を踏まえ、「適正規模・適正配置に関する手引」に示される公立小学校、公立中学校の望ましい学級数の考え方を勘案し、川越市の市立小中学校の適正規模について、以下のように進めることができます。

① 小学校

小学校については、適正規模を12学級以上24学級以下とする。

川越市の市立小学校の現状を踏まえると、「適正規模・適正配置に関する手引」に示されている12学級を下限とすることは、施行規則において標準学級数とされていることから、特に問題はないものと考えられます。上限については、現状の24学級で、学校運営上、特に教育課程に支障はないと考えます。

② 中学校

中学校については、適正規模を12学級以上18学級以下とする。

「適正規模・適正配置に関する手引」では、少なくとも9学級と示されていますが、下記に示すとおり、各校の学校運営上の視点からは下限は12学級とすることが必要と考えられます。また、上限については、平成30(2018)年の川越市の市立小中学校における適正規模の24学級とした場合、学校運営上の視点から支障が生じる可能性があることから、18学級とすることが必要と考えられます。

【適正規模の下限を12学級とすることについて】

適正規模の下限を9学級とした場合、保健体育の教員の配当人数が1人であり、週27時間を受け持つことになります。そのため、授業準備や生徒指導などをを行うための空き時間が少なくなり、学級担任となることが難しく、また学年や学校行事への協力も困難な状況が見られます。

一方、12学級の場合、5教科のうち2教科で、22時数となり、偏りはあるものの、埼玉県教育委員会が定める配当基準表上、許容される範囲内であると考えられます。

なお、現状の下限である9学級では、埼玉県教育委員会による加配が必要となっている状況にあります。

図表 24 【9学級の場合の学習指導要領で示す授業時数と教員1人当たりの指導時数】

(単位:時数)

	5教科					技能教科					学年計
	外語	国語	数学	理科	社会	保体	音楽	美術	技術	家庭	
授業時数	36	33	33	33	30	27	9.9	9.9	15		226.8
配当人数	2	2	2	2	2	1	1	1	2		15
教員当たり	18	16.5	16.5	16.5	15	27	9.9	9.9	7.5		15.12

図表 25 【12学級の場合の学習指導要領で示す授業時数と教員1人当たりの指導時数】

(単位:時数)

	5教科					技能教科					学年計
	外語	国語	数学	理科	社会	保体	音楽	美術	技術	家庭	
授業時数	48	44	44	44	40	36	13.2	13.2	20		302.4
配当人数	3	3	2	2	2	2	1	1	2		18
教員当たり	16	14.7	22	22	20	18	13.2	13.2	10		16.8

【適正規模の上限を18学級とすることについて】

18学級の場合、技能教科において、複数の教員が配置されないと、19時数を超える教科は出てしまいますが、学級担任としての最大4時数の増にも対応は可能であると考えられます。

24学級の場合、理科の授業について全時数を理科室で行う必要はありませんが、88時数すべてを理科室で行うこととした場合に、第2理科室までの施設では支障が生じる恐れがあります。

図表 26 【18学級の場合の学習指導要領で示す授業時数と教員1人当たりの指導時数】

(単位:時数)

	5教科					技能教科					学年計
	外語	国語	数学	理科	社会	保体	音楽	美術	技術	家庭	
授業時数	72	66	66	66	60	54	19.8	19.8	30		453.6
配当人数	4	4	4	4	4	3	1	1	2		27
教員当たり	18	16.5	16.5	16.5	15	18	19.8	19.8	15		16.8

図表 27 【24学級の場合の学習指導要領で示す授業時数と教員1人当たりの指導時数】

(単位:時数)

	5教科					技能教科					学年計
	外語	国語	数学	理科	社会	保体	音楽	美術	技術	家庭	
授業時数	96	88	88	88	80	72	26.4	26.4	40		604.8
配当人数	6	5	5	5	5	4	2	2	2		36
教員当たり	16	17.6	17.6	17.6	16	18	13.2	13.2	20		16.8

□本審議会における主な意見

- 実際に学級数が少しずつ減ってきている小学校や中学校について、学級数が減少していることによる、子どもへの影響などについて、考慮した方が良いと思う。
- 小学校については、どの学年も単学級にならないことが望ましいと思うので、各学年2学級、12学級が適正規模の下限で問題ないと思う。また、上限についても、概ね各学年4学級、24学級で、現在の各学校の様子から見て特に不都合等はないと思う。したがって、下限を12学級、上限を24学級として良いと思う。
- 中学校の下限を9学級から12学級にすることについては、現状の9学級であると、特に体育の教員の配当が1人となることが想定されるが、授業時数を考慮すると厳しい現状があります。また、プールなどの授業も行われるため、可能であれば、男性、女性の両方の体育科教諭がいることが望ましい。
- 中学校については、上限が24学級の場合、1学級40人として、教職員を含めると1,000人近くになり、学校運営上、また、特別教室などの施設面でも厳しい状況が考えられる。したがって、上限を18学級とすることで良いと思う。
- 川越市立中学校の現状を見ても、特別教室である理科室などはフルに稼働している状況にあるため、上限を18学級に減らすことは学校運営上も望ましいと思われる。

2. 適正配置の考え方

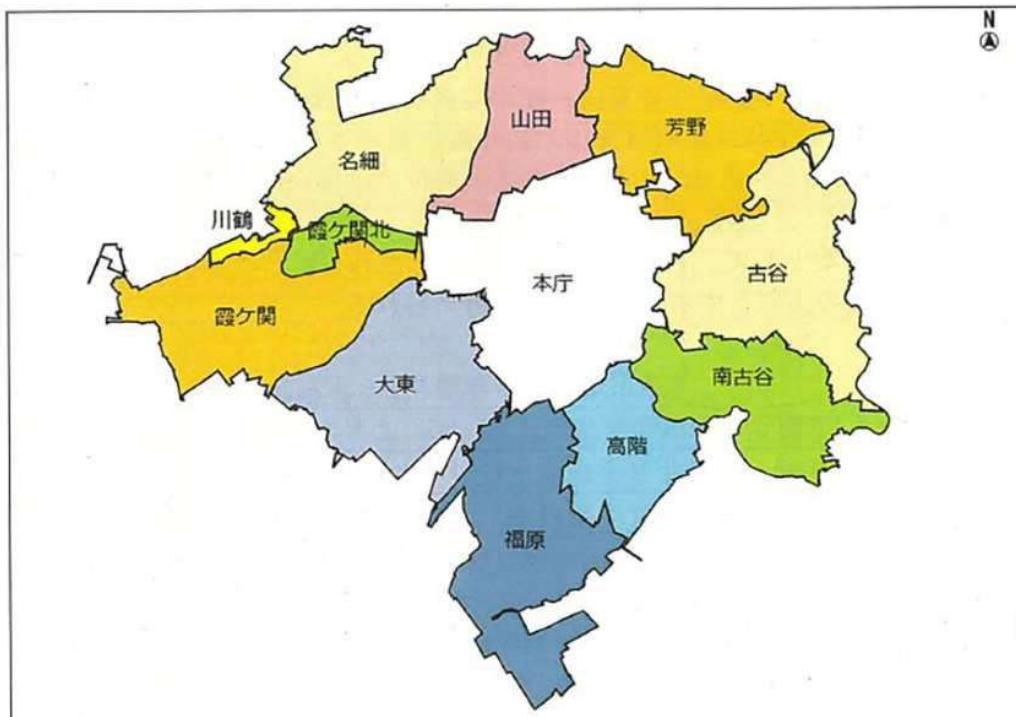
川越市は、旧川越市と近隣9村との合併により、現在の市域となりました。この経緯と、現状で形成されている各地域のコミュニティの維持などを踏まえて、川越市の市立小中学校の適正配置について、以下のように進めることが妥当と考えます。

適正配置は、原則として本庁地区及び市民センター管内それぞれの区域（地区）を1つの単位として検討する。

（1）対象範囲の捉え方

昭和30（1955）年当時の旧川越市と近隣9村による合併によって現在の市域が形成された経緯、また市民センター管内を1つの地区とした文化的な背景や地理的条件、地域コミュニティの活動との関わりを踏まえると、適正配置の検討にあたっては、その対象範囲を原則として本庁地区及び市民センター管内それぞれの区域（地区）を1つの単位として進めていくことが妥当であると考えます。

【川越市内12地区配置図】



(2) 通学区域

学校の配置については、「適正規模・適正配置等に関する手引」の中で、児童生徒の通学条件について触れられています。徒歩や自転車による通学距離の基準としては、「小学校で4km以内、中学校で6km以内」とされています。現状、川越市の市立小中学校の通学区域は、これらの基準距離内で設定されています（教育事務を他市に委託している一部の通学区域を除く）。

地区を越えて他地区の学校に通学することについては、現状の市立小中学校の通学状況と比較すると、基準を大幅に超える通学距離が発生する可能性が高く、新たな課題が浮上する恐れがあります。この観点からも、地区ごとに学校の在り方を検討することが妥当であると考えます。

図表 28【地区別的小中学校の配置状況】

地区名	小学校名	校数	中学校名	校数	地区名	小学校名	校数	中学校名	校数	
本庁	川越第一小	9	川越第一中	5	福原	福原小	1	福原中	1	
	川越小		初雁中		大東	武蔵野小	3	大東中	2	
	仙波小		富士見中			大東東小		大東西中		
	大塚小		野田中			大東西小				
	今成小		城南中		霞ヶ関	霞ヶ関小	3	霞ヶ関中	2	
	中央小					霞ヶ関南小		霞ヶ関西中		
	新宿小					霞ヶ関西小				
	泉小				霞ヶ関北	霞ヶ関北小	2	霞ヶ関東中	1	
	月越小					霞ヶ関東小				
芳野	芳野小	1	芳野中	1	川鶴	川越西小	1	川越西中	1	
古谷	古谷小	1	東中	1	名細	名細小	3	名細中	2	
南古谷	南古谷小	2	南古谷中	1		広谷小		鯨井中		
	牛子小					上戸小				
高階	高階小	5	高階中	4	山田	山田小	1	山田中	1	
	高階南小		砂中							
	高階北小		高階西中							
	高階西小		寺尾中							
	寺尾小									

□本審議会における主な意見

- 配置の適正化は地区ごとに検討しないとわからない部分があるため、地区ごとに検討していくという方向性が良いのではないか。
- 川越市は広域であり、それぞれの地域の特色や考え方もあると思う。そのため、一気に範囲を広げて考えるより、地域の枠で考えた方が良いというのは妥当だと思う。

第3章 統合等に関する方向性

1. 市民センター管内（芳野、古谷、福原、川鶴、山田）

川越市の各市民センターが所管する11地区の中には、それぞれが地区内唯一の小学校または中学校であり、通学区域が同一である地区（「小」中の関係にある地区）が5地区（芳野、古谷、福原、川鶴、山田）あります。これらの地域について、第2章における適正規模・適正配置の考え方を踏まえ、以下のように進めることが妥当と考えます。

1 小 1 中の関係にある地区の学校は、他地区の同校種との統合は行わず、地区内で小中一体化を行うこととして検討する。

【他地区の同校種との統合を行わないことについて】

この「小」中の関係にある5地区では、共通する通学区域により一つの生活圏が形成されており、学校が地域コミュニティの拠点としての役割や機能を担っていることが考えられます。

具体的には、芳野地区の芳野小学校と芳野中学校、山田地区の山田小学校と山田中学校がこれに該当します。また、芳野地区と山田地区のような「小」中の関係でなくとも、同一地区内において小中学校がそれぞれ唯一の小中学校である場合にも、学校が地域の拠点として防災や地域交流の場などの役割や機能を果たしていると考えられます。具体的には、古谷地区、福原地区、川鶴地区がこれに該当します。

このような状況を踏まえると、地区内「小」中に該当する5地区において、過小規模による統合等を検討する際には、基本的に地区をまたいだ他地区的同校種との統合を行わないことが妥当と考えられます。

【小中一体化を行うことについて】

地区内「小」中の学校においては、将来的に学校の小規模化が更に進むことが推測されており、同校種との統合などに代わる対策も必要となってきます。

基本的な考え方としては、小学校と中学校の施設を一体化し、一定規模の教員集団を形成することで、物的及び人的に効率的で効果的な運営体制を整え、教育環境の改善を図ることが考えられます。

□本審議会における主な意見

- 「小」中の関係であるとするならば、一体化という考え方で良いのではないかと思う。
- この5地区（芳野、古谷、福原、川鶴、山田）の中では、古谷地区は、小学校と中学校の位置があまりにも離れており、一体化するうえで課題があるという印象を持っている。他の地区については、現状、様々な児童数や生徒数の状況があることから、すぐにというよりは時期を見ての判断になると思われる。
- 子どもの減少が激しい地区では、単に小中一体化しても、なお一定の規模が確保できない時代も来るのではないかと心配する。小中一体化するだけで、終わりではなく、児童・生徒数の変化について、今後も注視していく必要がある。
- 一斉に全地区を始めるのではなく、必要なところから慎重に選定していくことが必要だと思う。モデル的にスタートして、今後、いくつか一体化を進めなければならない状態になった時に、モデルの成果が活かされるような形で進めていってもらいたい。
- 通学区域の変更等に関しても検討する余地があるのでないか。
- 小中一体化により、使っていない体育館や校舎など、互いの施設を柔軟に利用できるメリットがある。また、一体化後の使わなくなった施設をどうするかについても、今後の検討課題となる。

2. 本庁地区及び市民センター管内（南古谷、高階、大東、霞ヶ関、霞ヶ関北、名細）

本庁地区及び市民センター管内の6地区（南古谷、高階、大東、霞ヶ関、霞ヶ関北、名細）には、いずれも複数の小中学校が配置されている現状にあり、これらの地区的統合等に関する方向性については、第2章における適正規模・適正配置の考え方を踏まえ、以下のように進めることが妥当と考えます。

地理的な条件等を踏まえて、同校種の統合や小中一体化の可能性を検討し、最適な方法を選択していくこと。その際、必要に応じて、通学区域の再編も検討する。

複数の小中学校がある本庁地区及びこの6地区については、過去の人口増加に伴い小中学校が分離新設された際の歴史的な背景や通学区域などの地理的な条件、地域コミュニティとの繋がりや活動範囲など、様々な観点から十分に配慮をした上で、地区における適正な施設量に向けて、同校種の統合や小中一体化の可能性を検討する必要があります。子どもや保護者はもとより、それぞれの地域全体にとっても最適な選択をしていく必要があると考えます。

具体的には、地区内の同校種の統合を図ることで、通学距離が著しく長くなり、交通事故や防犯、最近の猛暑など、子どもたちの通学時における安全の確保が懸念されるケース、一見隣接しているような同校種の学校に関しても、過去の分離新設に至る経緯や伝統的な祭りの活動範囲などの文化的な背景、さらにはそれぞれの学校に通っていた人々の思いなど、各所に十分な配慮を行うべき例が存在します。

また、隣接する地区の境界周辺に同校種の学校がそれぞれ配置されているなどの場合においては、地区内での同校種の統合や小中一体化を進めるよりも、効果的かつ効率的に様々な課題を解決できる可能性もありうるため、こうした地域での統合等を進める際には、必要に応じて通学区域の再編も視野に入れた検討を行うことが妥当と考えます。

□本審議会における主な意見

- 学校の全学年が単学級となることが見込まれる学校については、全学年が単学級となる前に、地域の実情に応じた最適な学校規模を検討する必要がある。
- 本庁地区及び市民センター管内（南古谷、高階、大東、霞ヶ関、霞ヶ関北、名細）においても、「小」中の関係が地区に存在する場合は、一体化することも考えられる。
- 統合の際は、単純に元に戻すという視点もあり得ると思う。ただ、子どもたちの思いや保護者の思いを慎重に聞いた方が良いと思う。
- 川越の歴史や祭りの文化等を踏まえると、本庁地区の小中学校については単純に統合するのは難しいのではないか。
- 将来的には学校が個性を出し、子どもが学校を選択する時代が来る可能性があるため、地理的な部分だけでなく、柔軟なシステムを考える必要がある。
- 時代の変化に伴い中学受験をする子どもが増えると、公立学校の運営にも影響が出る。そのため、私立学校との関係性も考慮した方が良い。
- 自治会等や地区の境界周辺にある小中学校の統合等を検討する際には、市民センター管内等の既存の枠組みに留まらず、全市的な視点も取り入れた検討を行っていただきたい。

資料編

1. 川越市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例……………29
2. 川越市立小中学校適正規模・適正配置審議会委員名簿……………31
3. 川越市立小中学校の適正規模及び適正配置について(諮問)………32
4. 川越市立小中学校適正規模・適正配置審議会 開催状況……………34

1. 川越市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例

(設置)

第一条 市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する事項について調査審議するため、川越市立小中学校適正規模・適正配置審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員十五人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

一 学識経験者

二 市内の公共的団体等の代表者

三 学校教育関係団体の代表者

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第四条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数をもつ

て決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、学校教育部学校管理課において処理する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

2. 川越市立小中学校適正規模・適正配置審議会委員名簿

◎会長 ○副会長

選出区分	氏名	選出団体
学識経験者	小瀬 博之	東洋大学
	◎眞下 英二	尚美学園大学
	山崎 真之	東京国際大学
公共的団体 の代表者	宮岡 寛	川越市自治会連合会
	岩澤 嗣夫	川越市自治会連合会
	藤崎 昇	川越市民生委員児童委員協議会連合会
	市村 博子	川越市民生委員児童委員協議会連合会
学校教育関係 団体の代表者	○岡田 研児	川越市PTA連合会(中学校)
	國分 洋祐	川越市PTA連合会(小学校) (令和7年7月16日から)
	武藤 寛史	川越市子ども会育成団体連絡協議会
	榎本 円	川越市私立幼稚園・認定こども園協会
	牧野 元洋	川越市私立保育園協会
	粕谷 英之	川越市中学校長会
	遠藤 千絵	川越市小学校長会

前委員	松本 勇一	川越市PTA連合会(小学校) (令和7年5月23日まで)
-----	-------	---------------------------------

※敬称略、順不同。

3. 川越市立小中学校の適正規模及び適正配置について(諮問)

川教管第384号
令和6年7月19日

川越市立小中学校適正規模・適正配置審議会
会長　眞下　英二 様

川越市教育委員会
教育長　新保　正俊

川越市立小中学校の適正規模及び適正配置について（諮問）

川越市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例（令和6年条例第37号）第1条の規定に基づき、次のとおり諮問いたします。

諮問事項

川越市立小中学校の適正規模・適正配置に関する事項について、審議を求めます。

諮詢理由

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度を計画期間とする「第三次川越市教育振興基本計画」では、目標の一つに「安全・安心で学びを保障する教育環境の整備」を掲げ、「学びを支える教育環境の整備・充実」を重点施策に選定し、「小中学校の適正規模・適正配置の検討」を施策の柱の一つとして位置づけ、取り組んできたところです。

計画では、教育を取り巻く社会状況の変化として、「人口減少と少子高齢化の進行」を挙げていますが、このまま人口減少が進行していくと、教育環境としての学校規模を維持することが難しく、小・中学校の一部では、これまでにはなかった教育上あるいは学校運営上の問題が生じてくるおそれがあります。

また、少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少と老人人口の増加による本市の財政状況への影響が懸念される中、公共施設の老朽化による施設の更新時期が到来する前に、学校施設の総量の児童生徒数に対する適正化を図る必要があります。

このような状況を踏まえ、将来的な市立小中学校の適正規模及び適正配置を進めていくための方向性と言える基本的な考え方について調査審議いただく、貴審議会に諮詢するものです。

4. 川越市立小中学校適正規模・適正配置審議会 開催状況

(1) 開催回数 全7回

(2) 議事の内容

年度	回数	開催日	議事内容
R6	第1回	令和6年7月19日(金)	(1) 会長・副会長選出 (2) 質問 (3) 資料説明
	第2回	令和6年8月23日(金)	(1) 第1回会議録について(報告) (2) 資料説明 (3) 審議の進め方等について
	第3回	令和6年11月8日(金)	(1) 第2回会議録について(報告) (2) 地域の実情と適正規模・適正配置について
	第4回	令和7年2月4日(火)	(1) 第3回の会議録について(報告) (2)-① 適正規模の考え方について (2)-② 地区内1小1中の5地区について
R7	第1回	令和7年7月16日(水)	(1)-① 第4回会議録について(報告) (1)-② 令和6年度の審議について (2)-① 1小1中地区の5地区について (2)-② 市民センター管内その他6地区について
	第2回	令和7年8月27日(水)	(1)-① 第1回会議録について (1)-② 前回の質問について (2)-① 市民センター管内その他2地区について (2)-② 本庁地区について
	第3回	令和7年11月26日(水)	(1) 第2回会議録について (2) 答申案について